

八尾市LED防犯灯灯具仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、本市が行うLED防犯灯（以下「防犯灯」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 適用範囲

本仕様書は、防犯灯の設置に使用する白色系LEDモジュールを光源としたLED防犯照明器具（以下「器具」という。）に適用する。器具は専用に設計されたLEDモジュールを使用したものであり、従来の蛍光灯等の器具に蛍光管型LEDランプを取り付けたものは適合外とする。また、LED光源、電源、自動点滅器（光センサーを含む）の構成ユニットが器具内に収納されているものとする。

3. 適合規格

本仕様書において特に規定がないものは、次の規格を参考にする。

- ①JIS C 8105-1:2021 照明器具 — 第1部 安全性要求事項通則
- ②JIS C 8105-3:2024 照明器具 — 第3部 性能要求事項通則
- ③JIS C 8153:2015 LEDモジュール用制御装置 — 性能要求事項
- ④JIS C 8154:2015 屋外照明用LEDモジュール — 安全仕様
- ⑤JIEG-001:2013 照明設計の保守率と保守計画 第3版
— LED対応増補版-（照明学会技術指針）
- ⑥電気用品安全法（別表第八）
- ⑦JIS C 8152-1:2019 照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法
— 第1部 LEDパッケージ
- ⑧JIS C 8152-2:2019 照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法
— 第2部 LEDモジュール及びLEDライトエンジン
- ⑨SES E1901-4:2014 防犯灯の照度基準（日本防犯設備協会基準）
- ⑩JIS C 61000-3-2:2019 電磁両立性 — 第3-2部 限度値
— 高調波電流発生限度値（1相当りの入力電流が20VA以下の機器）
- ⑪JIS C 61000-4-5:2018 電磁両立性 — 第4-5部 試験及び測定技術
— サージイミュニティ試験
- ⑫JIL 5004:2024 公共施設用照明器具 2025年版（日本照明工業会基準）

4. 構造

本仕様書で使用する防犯灯は、約15年（設計寿命6万時間相当）の耐用年数をもち、屋外環境での使用に耐える構造であること。

- ① 器具本体はアルミダイカスト製、ASA樹脂製または同等以上の耐候性を持つ素材を用いること。
- ② 透明性カバーはアクリル樹脂と同等以上の耐候性を持つ素材を用いること。
- ③ 器具には電子式自動点滅器（光センサーを含む）と同等以上の機能を有すること。
- ④ 器具にはLED制御装置を内蔵していること。
- ⑤ 器具は、取付バンドを用いて関西電力柱もしくはNTT西日本が所有する電柱または防犯灯用ポールに取り付けることができること。
- ⑥ 器具は、関西電力柱などの取り付け部から20cm離れた位置で100kgの静荷重に耐えることができること。
- ⑦ 器具は、防塵防水性能IP44以上を満たしていること。
- ⑧ 器具はグレア（眩しさ）等の苦情に対応できる部品（角度可変金具、遮光板等）を有すること。

5. 性能等

本仕様書で使用する防犯灯は、次の各号に定める性能を有すること。

- ①消費電力は、10W 以下のものとする。
- ②入力電圧は、AC100V±6%、60Hz とする。（AC200V の場合は別途協議）
- ③入力容量は、10VA 以下とする。（蛍光灯 32W 相当）
- ④動作保証温度は、-20～+35℃を満たすこと。
- ⑤LED 光源及び電源装置の耐用年数は、器具周辺温度 25℃の条件で 60,000 時間以上とする。（この場合、光束維持率 70%を下回る点灯時間を寿命とする。）
- ⑥光学性能は、公益社団法人日本防犯設備協会が定める防犯灯の照度基準（SESE1901-4）におけるクラス B+（プラス）の照度基準とし、路幅 5m で取付高さ 4.5m、保守率 0.63、路面反射率 0.1 の場合に、道路の道路軸に沿った中心線及び道路両端から 0.5m 内側において、道路面から 1.5m の高さの道路軸に直角な面の照度（鉛直面照度）が 0.5 ルクス以上を確保し、平均水平面照度 3 ルクス以上を確保するもので、設置間隔 25m 以上（ランク M）を確保すること。
- ⑦色温度は、5,000K とする。
- ⑧器具は、落雷による故障を低減するために、電源線と筐体との間に 15kV のサージ電圧を印加しても故障がなく、再使用が可能であること。
- ⑨フリッカーが発生しないこと、またはフリッカー対策をしていること。
- ⑩電波障害の発生が抑制されている器具であること。

6. 試験成績書の提出

本仕様書で使用する防犯灯の構造、性能等の確認は、計算書や試験成績書等の書類にて行えるようにすること。

7. 管理プレートの設置

本仕様書で使用する防犯灯の取り付けバンドに管理プレートを設置するものとする。

- ①管理プレートは、紫外線などへの対候性能が高く、その材質は 10 年以上の耐久性を有すること。
- ②共架灯については管理プレートを、単独柱については管理シールを設置することとする。設置が困難な場合は、本市と協議の上決定すること。
- ③管理プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- ④管理プレートには下記の内容を表示したデザインとする。

<記載事項>

- (1)A～Cのアルファベット A：リース契約 B：市設置 C：開発行為
- (2)5桁の数字
- (3)黒文字、白色地のプレート（縦 10 c m 程度×横 20 c m 程度）

防犯灯 A O O O O 1 八尾市

8. その他

本仕様書で使用する防犯灯は、次の各号に定める実績等を有すること。

- ①器具は、品質を保証するため、ISO 9001 と ISO 14001 を取得している日本国内の企業とする。
- ②器具は、電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
- ③器具の製造業者または販売業者は、防犯灯の製造または販売実績が 10 年以上あること。

附則

本仕様書は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。